

厚木市市税条例の一部改正の骨子

1 趣旨

平成27年度地方税法の改正に伴い、地方税の特例措置について、地方自治体が地域の実情に対応した政策を展開できるよう自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み【地域決定型地方税制特例措置（通称:わがまち特例）】の対象資産が拡充されましたので、厚木市市税条例の一部を改正します。

2 拡充される対象資産及び措置内容

- (1) 都市再生緊急整備地域（別紙参照）において、都市再生特別措置法に基づき管理協定が締結された備蓄倉庫【課税標準の特例措置（評価額軽減）】
- (2) 都市再生緊急整備地域において、都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等【課税標準の特例措置（評価額軽減）】
- (3) 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅【税額の減額措置】

3 改正内容

(1) 都市再生特別措置法に基づき管理協定が締結された備蓄倉庫

都市再生特別措置法上の都市再生安全確保施設のうち、都市再生緊急整備地域において、同法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税及び都市計画税については、平成29年3月31日までに締結された備蓄倉庫に対し、最初の5年間、課税標準の特例措置を適用します。

対象資産	わがまち特例導入前の特例割合	地方税法の改正に伴う特例割合（国の考え方）	本市の特例割合及び考え方
管理協定が締結された備蓄倉庫	なし	2/3を参酌して、1/2以上5/6以下の範囲内において条例で定める割合	特例割合は1/2とします。 大規模地震発生に備え、帰宅困難者などの安全を確保するために、都市再生安全確保施設（備蓄倉庫）の立地及び整備を促進する必要があることから、備蓄倉庫所有者の税負担を最大限軽減します。

【特例適用の要件】

- 都市再生緊急整備地域（本厚木駅周辺地域）
- 国、地方公共団体、都市開発事業者、公共公益施設管理者、鉄道事業者、大規模ビル所有者等で構成される都市再生緊急整備協議会が策定する都市再生安全確保計画に位置付けられた備蓄倉庫

【対象資産の例】



(2) 都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等

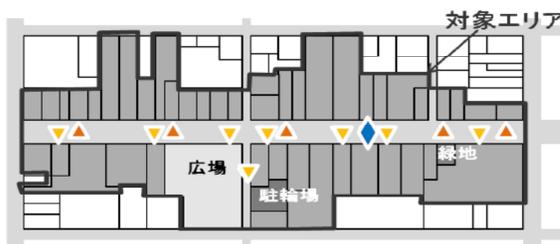
都市再生特別措置法に規定する認定事業者が都市再生緊急整備地域において、一定の認定民間都市再生事業により取得した公共施設等に係る固定資産税及び都市計画税については、平成29年3月31日までに取得された家屋及び償却資産に対し、最初の5年間、課税標準の特例措置を適用します。

対象資産	わがまち特例導入前の特例割合	地方税法の改正に伴う特例割合（国の考え方）	本市の特例割合及び考え方
公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産	3/5	3/5を参酌して、1/2以上 7/10 以下の範囲内において条例で定める割合	特例割合は1/2とします。 通路、公園、広場等公共的空間の確保及び地域活性化など、都市機能の向上と都市再生の積極的な推進を図る必要があることから、施設所有者の税負担を最大限軽減します。

【特例適用の要件】

- 都市再生緊急整備地域（本厚木駅周辺地域）
- 事業区域の面積が1ha以上であること。
- 地上階数10以上又は延床面積が5万㎡以上の耐火建築物であること。

【対象資産の例】（公共施設）公園、広場等（都市利便施設）緑化施設、通路



(3) 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置について

サービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税については、平成29年3月31日までに新築された物件に対し、最初の5年間、税額の減額措置を適用します。

対象資産	わがまち特例導入前の減額割合	地方税法の改正に伴う減額割合（国の考え方）	本市の減額割合及び考え方
新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅	2/3	2/3を参酌して、1/2以上 5/6 以下の範囲内において条例で定める割合	減額割合は国の参酌基準である2/3とします。法改正前には2/3の減額を実施しており、税の公平性を考慮し参酌基準どおりとします。

【サービス付き高齢者向け賃貸住宅（固定資産税減額）の要件】

- サービス付き高齢者向け住宅として登録された貸家住宅
- 国又は地方公共団体から建築費補助を受けていること。
- 1戸当たりの床面積が30㎡以上280㎡以下であること。 ○戸数が5戸以上であること。
- 主要構造部が（準）耐火構造であること。又は総務省令で定める建築物であること。

4 施行時期 公布の日から施行（平成27年12月予定）